

大阪市奨学費募集案内

大阪市教育委員会では、経済的理由のために、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「学校」という。）での修学が困難な生徒に対して、奨学費制度を実施しています。

申請を希望する方は学校から募集要項と申請書を受け取り7月1日までに申請書と必要書類を学校に提出してください。7月1日までに準備できない添付書類がある場合は募集要項P14をご覧ください。

なお、他の同趣旨の給付型奨学金等を受給している場合、大阪市奨学費は支給の停止又は減額をします。また、大阪府「奨学のための給付金」の支給対象となる場合、大阪府「奨学のための給付金」の申請の有無にかかわらず、大阪府「奨学のための給付金」が支給されたものとして、大阪市奨学費の支給額を算定します。

そのため、全日制・定時制の生徒は、フローのとおり、「児童養護施設入所者」「里親に委託されている方」「別居の生計を一としない親権者があり、その方が課税されている場合」以外は、大阪市奨学費の支給はありませんのでご注意ください。詳しくは、募集要項またはホームページをご覧ください。



大阪市奨学費ホームページ

大阪市奨学費対象者確認フロー

